公益社団法人福岡県剣道連盟　役員（理事及び監事）選任規則（案）

（目的）

第１条　公益社団法人福岡県剣道連盟（以下（連盟）という。）の役員（理事及び監事）の選任に関する事項は法令及び連盟定款に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（役員候補者の推薦）

第２条　連盟の役員候補者については、福岡県剣道連盟会長（以下「会長」という。）が理

事会に推薦するものとする。なお、役員候補者の選定に際し、会長は組織規則第3条に定める各「連合地区剣道連盟」及び同規則第５条の「部」に定める「居合道または杖道」部の代表者、並びに剣道関係団体（高体連、中体連、警察、学識者）代表者の推薦を受けたのち、常任理事会に諮るものとする。

２　会長は、連盟の重要な事業運営執行に関わる者を理事候補者として、会長指名に

より推薦できるものとする。

（役員候補者の選定基準）

第３条　定款第19条第２項「役員の設置」に基づく理事、監事候補者の選定基準を次のとおり定める。

　　２　理事は20名以上27名以内とし、女性会員の中から少なくとも２名以上の選任を行うものとする。なお、以下各号を考慮するものとする。

1. 地域別の設置人数（９名以内）
2. 剣道関係団体からの設置人数（４名以内）

　　３　監事は４名以内とし、連盟の会員の中から監事の職務に精通している者を選定する。

　　４　第２項により推薦された理事候補者から、定款第19条第２項の員数に合わせ、会長、副会長、専務理事、常任理事となる候補者を以下各号に定めるところにより選定する。

1. 会長、副会長（３名以内）、専務理事
2. 常任理事（７名以内）は、組織規則第3条に定める各「連合地区剣道連盟」の理事長及び同規則第５条の「部」に定める「居合道または杖道」の会員代表より各1名を選定する。
3. 会長指名による推薦者は常任理事に選定することができる。

５　会長は、著しく状況の変化があるときは第２項各号及び第４項各号の員数及び構成について、変更することができる。

（役員の年齢制限）

第４条　役員は選任時において、その年齢が80歳未満でなければならない。但し、任期中

に80歳を超える場合は、任期が終了する通常総会の終結の時までとする。

（役員の在任期間）

第５条　役員は連続して５期10年を超えて在任することはできないものとする。

　　２　在任期間には、定款第24条第３項に定める補欠として選任された期間は含めない

ものとする。

３　第１項にかかわらず、在任期間が５期10年に達した者であっても、２年間の経過

期間を経たのちは、再度役員候補とすることができる。

４　第1項に定める連続した在任期間の途中において役職の異動がある場合は、前後の

在任期間を通算しないものとする。

（細　則）

第６条　この規則の施行については、理事会の決議においてこれを定める。

　　　附　則

　　この規則は、令和７年３月８日開催の理事会にて承認、令和７年４月１日から適用する。

○本規則（案）の作成にあたり、公益財団法人全日本剣道連盟、大阪府剣道連盟、九州各県剣道連盟、公益財団法人福岡県体育スポーツ協会役員選任規則を参考にした。

○本規則（案）の目的は、定款１９条第２項「役員の設置」にあたり、選定の公平性を明確にするため理事、監事候補者の「推薦方法及び選定基準」を定めた。

また、

○定款第24条「役員の任期」により理事、監事の任期は「選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結まで」とあるが、

「再任に関する制限がない」ことから、結果として再任の継続により在任が長期化する傾向にあり、新しい力を導入するためには、理事・監事の交代制度が必要との判断のもと、役員交代を容易にするために「役員の年齢制限」及び「役員の在任期間」の条項を設けた。

以上のことから、総会決議である「役員の選任」にあたり、「候補者の選定」を本規則で制定することとしたい。（理事会決議）